まちなか駐車場設置基準

条例第８条第１項の規定にもとづき、以下の通り「まちなか駐車場設置基準」を定める。なお、各地区の範囲については、別図に示す通りとする。

◎まちなか駐車場区域共通に適用する事項

・まちなかへの過度な自動車の流入を助長しないこと
・駐車場の出入りが前面道路の渋滞を引き起こさないこと
・歩行者の安全性を阻害しないこと
・周辺のまちなみ景観に配慮し、緑化等に努めること
・平面の時間貸し駐車場としての土地利用は、一時的な利用に努めること
・前面道路の幅員が６ｍ未満の場合、時間貸し駐車場の設置を控えること

●中心商業・業務地区に適用する事項

・駐車場に出入りする自動車が歩行者の回遊動線を阻害しないこと
・店舗の連続性が確保されること
・立体化･集約化等により土地が有効に利用されること
・原則として都心軸からの出入りを行わないこと
・近隣の駐車場需要を超えたものでないこと

●金沢駅周辺地区に適用する事項

・駐車場に出入りする自動車が歩行者の回遊動線を阻害しないこと
・立体化･集約化等により土地が有効に利用されること
・金沢駅周辺における交通渋滞の緩和に必要となる対策の実施に努めること

●その他まちなか駐車場地区に適用する事項

・周辺地区内の需要の範囲内であること
・地区内の道路事情を勘案し、生活道路に悪影響を及ぼさないこと
・中心商業・業務地区の利用者のための駐車場ではないこと
・地域のコミュニティに配慮しているものであること
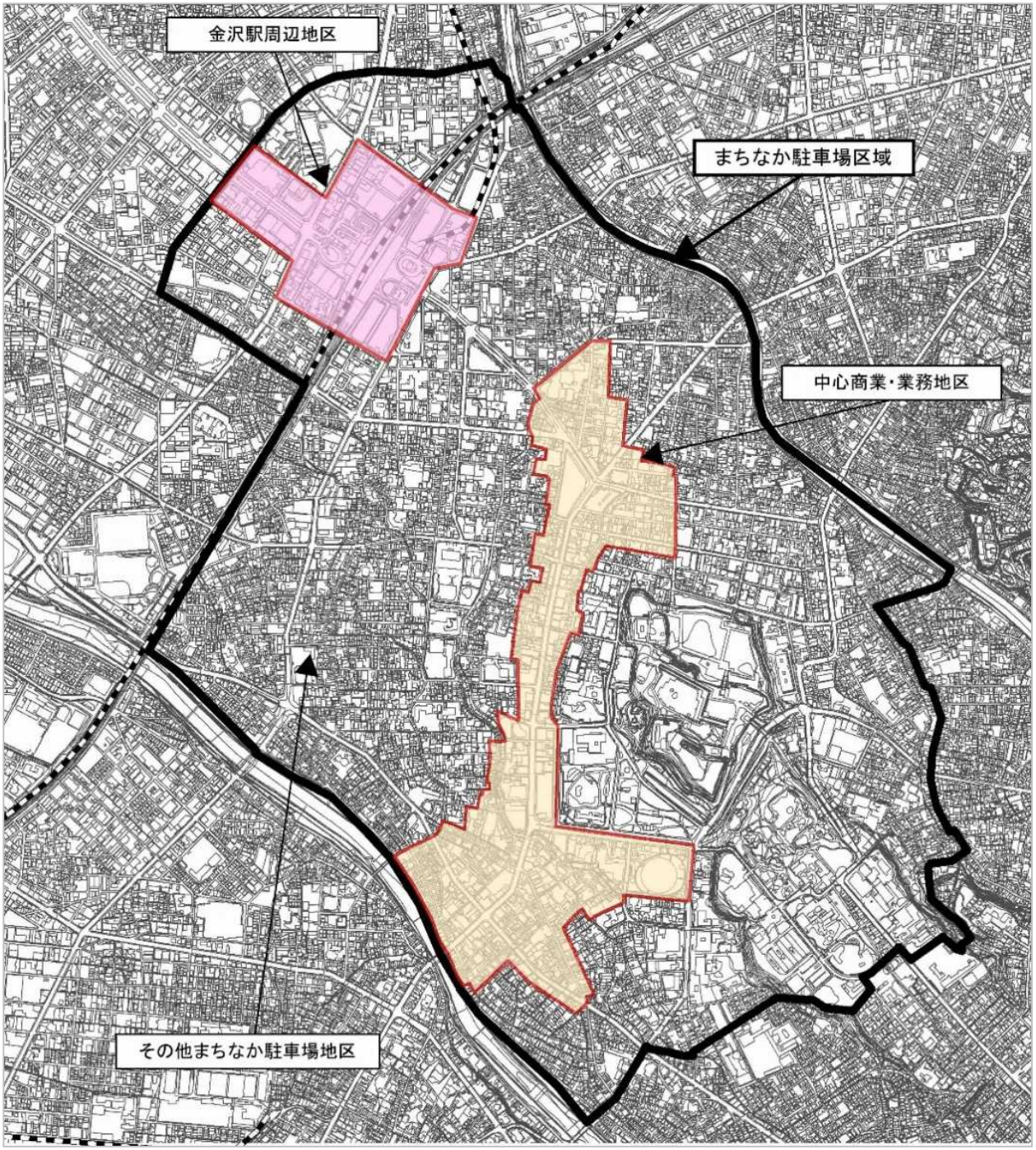
別図　まちなか駐車場設置基準地区区分図